

平成17年10月20日
厚生労働省

犯罪被害者等基本計画案(1)(事務局案)に対する厚生労働省意

平成17年10月17日付けで依頼のありました「犯罪被害者等基本計画案(1)(事務局案)について」において、以下のとおり意見を提出いたします。

修正事項

4. 雇用の安定(基本法第17条関係)

[今後講じていく施策]

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、~~情報の提供、相談等を行う犯罪被害者等と事業主との話し合いによる解決を促す~~公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについての周知を徹底するとともに、その積極的な活用を図っていく。【厚生労働省】

修正理由

総合労働相談コーナーは、窓口において、相談に応じ、相談内容について専門的な担当機関・部署があるものについては、当該機関の紹介を行っている。窓口において、これらを行うことによりひいては話し合いを促進させることとなるが、直接話し合いを促すことはできないものである。

なお、ワンストップサービスでの対応としては、必要な場合には関係機関・部署を紹介する趣旨であり、ここですべて相談者の求めている対応ができるというものではない。総合労働相談コーナーにおいては、今後、関係施策を行う機関・部署ができれば、そちらを紹介することとなる。